

電気供給業を行う法人の法人事業税（収入金課税）について

電気供給業の課税について

電気供給業に係る法人事業税は、収入金に対して課税されます。

電力会社が行う電気供給業のほか、太陽光・風力・地熱・水力・バイオマスなどを利用した再生可能エネルギー売電事業も電気供給業に該当します。

法人事業税は、各事業年度の収入金額を課税標準とした収入金額によって申告いただくこととなります。（法第72条の12）。

令和2年度税制改正により、電気供給業のうち小売電気供給業及び発電事業等に係る法人事業税の課税方式の見直しがあり、令和2年4月1日の開始事業年度から、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人（特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人を除きます。）にあつては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、それ以外の法人にあつては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課することになりました。

電気事業法の改正により、電気事業法上、新たな事業類型として令和4年4月1日から「配電事業」及び「特定卸供給事業」が創設されました。

配電事業については収入割額によって、特定卸供給事業については、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人（特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人を除きます。）にあつては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、それ以外の法人にあつては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課することになりました。

ただし、施設建設中等で電気供給業を開始していない間は、所得金課税（資本金が1億円を超える法人については付加価値割及び資本割を含む）となります。

税額計算について

◎電気供給業（令和2年4月1日から開始する事業年度から小売電気事業及び発電事業は除く。）

- ① 収入金額（※1）×1.0%＝法人事業税収入割額
- ② 法人事業税の収入割額×30.0%＝特別法人事業税額

◎電気供給業のうち小売電気事業及び発電事業（令和2年4月1日以後開始の事業年度から。）

1. 資本金1億円超の場合

- ① 収入金額（※1）×0.75%＝法人事業税収入割額
- ② 付加価値額（※2）×0.37%＝法人事業税付加価値割
- ③ 資本金等の額（※3）×0.15%＝法人事業税資本割
- ④ 法人事業税の収入割額×40.0%＝特別法人事業税額

2. 資本金1億円以下の場合

- ① 収入金額（※1）×0.75%＝法人事業税収入割額
- ② 所得額×1.85%＝法人事業税所得割
- ③ 法人事業税の収入割額×40.0%＝特別法人事業税額

※1 収入金額は、収入すべき金額の総額から控除すべき額を差し引いた金額となります。

※2 付加価値額は、報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額と各事業年度の単年度損益との合計額となります。

※3 資本金等の額は、資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合、資本金と資本準備金の合算額又は出資金の額となります。

所得等課税事業、収入金額課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の部門の事業を併せて行う場合（通（県）3章4の9の9）

所得等課税事業、収入金額課税事業（送電事業等）又は収入金額等課税事業（小売電気事業等、発電事業等）のうち複数の部門の事業を併せて行う場合の計算について

（1）電気供給業（収入金額課税事業（送電事業等、配電事業）又は収入金額等課税事業（小売電気事業等、発電事業等、特定卸供給事業））

①収入金額課税事業

→収入割

②収入金額等課税事業

→収入割（及び所得割又は付加価値割と資本割）

（2）その他の事業（所得金課税事業）

→所得割（及び付加価値割と資本割）

収入金額等課税事業を行う法人は、「第6号様式（その2）」で申告してください。